

香芝市水防計画

平成 27 年 3 月

香芝市

目次

第1章	総則	・・・・・・・・	P 1
第1節	目的		
第2節	用語の定義		
第3節	水防の責任		
第4節	水防計画の作成及び変更		
第5節	安全配慮		
第2章	水防組織	・・・・・・・・	P 3
第1節	水防体制図		
第2節	水防本部組織図		
第3節	水防配備体制基準		
第3章	水防活動区域	・・・・・・・・	P 6
第1節	国土交通大臣管理区間重要水防箇所		
第2節	知事管理区間重要水防箇所		
第3節	浸水想定区域		
第4節	その他の主な水防箇所		
第4章	予報及び警報等	・・・・・・・・	P 8
第1節	気象庁が行う予報及び警報		
第2節	水防警報		
第3節	はん濫警戒情報		
第4節	水防警報の通知		
第5章	水防活動	・・・・・・・・	P 11
第1節	気象状況による予防		
第2節	巡視		
第3節	警戒		
第4節	情報		
第5節	施設の操作		
第6節	水防工法		
第7節	水防団（消防団）及び消防機関の出動、出動準備		
第8節	警察の援助		
第9節	決壊後の措置		
第10節	避難のための立退		
第11節	災害補償		

第6章	浸水想定区域の措置	・ ・ ・ ・ ・	P 1 4
第1節	洪水予報等の伝達方法		
第2節	避難場所等の確保		
第3節	特に防災上の配慮を要する者が利用する施設		
第4節	気象予報等の情報収集		
第7章	水防信号	・ ・ ・ ・ ・	P 1 6
第8章	輸送	・ ・ ・ ・ ・	P 1 6
第9章	応援	・ ・ ・ ・ ・	P 1 7
第1節	他の水防管理者等への応援		
第2節	自衛隊の災害派遣要請		
第10章	水防施設及び水防器具資材	・ ・ ・ ・ ・	P 1 7
第1節	水防倉庫一覧表		
第2節	水防資材備蓄数		
第11章	費用負担と公用負担	・ ・ ・ ・ ・	P 1 8
第1節	費用負担		
第2節	公用負担		
第12章	水防解除	・ ・ ・ ・ ・	P 1 9
第13章	水防記録と水防報告	・ ・ ・ ・ ・	P 2 0
第1節	水防記録		
第2節	水防報告		

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき知事より指定を受けた水防管理団体（香芝市）の水防管理者（香芝市長）が、法第33条第1項の規定に基づき、奈良県水防計画（以下「県水防計画」という。）に応じて、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門などの操作、水防のための水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体の活動、他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について定めるものである。

第2節 用語の定義

- ・香芝市水防本部（以下「水防本部」という。）
香芝市における水防を総括するために設置されているものをいう。
- ・奈良県水防本部（以下「県水防本部」という。）
奈良県における水防を総括するために設置されているものをいう。
- ・水防管理団体
水防の責任を有する市町村、水防事務組合であり、この計画においては香芝市をいう。（法第2条第1項）
- ・水防管理者
水防管理団体である市町村の長または水防事務組合の管理者であり、この計画においては香芝市長をいう。（法第2条第2項）
- ・現地指導班長（県高田土木事務所長）
水防管理者との情報連絡など、現地における水防事務並びに現地指導を行う。

第3節 水防の責任

市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。（法第3条）

水防管理団体は、法の定めるところに従い、水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設及び器具資材を整備し、水防に関するあらゆる行為を十分に果たさなければならない。（県水防計画）

第4節 水防計画の作成及び変更

水防管理者は、県水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認める時は変更を行う。

水防計画を変更する時はあらかじめ防災会議に諮るとともに知事に届け出るものとする。

また、水防計画を変更した時は、その要旨を公表するものとする。（法第33条）

第5節 安全配慮

水防活動は、水防団（消防団）自身の安全確保に留意して実施するものとする。
避難誘導や水防作業の際は、以下の事項について配慮することとする。（県水防計画）

- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動時には、複数名の体制で実施する。

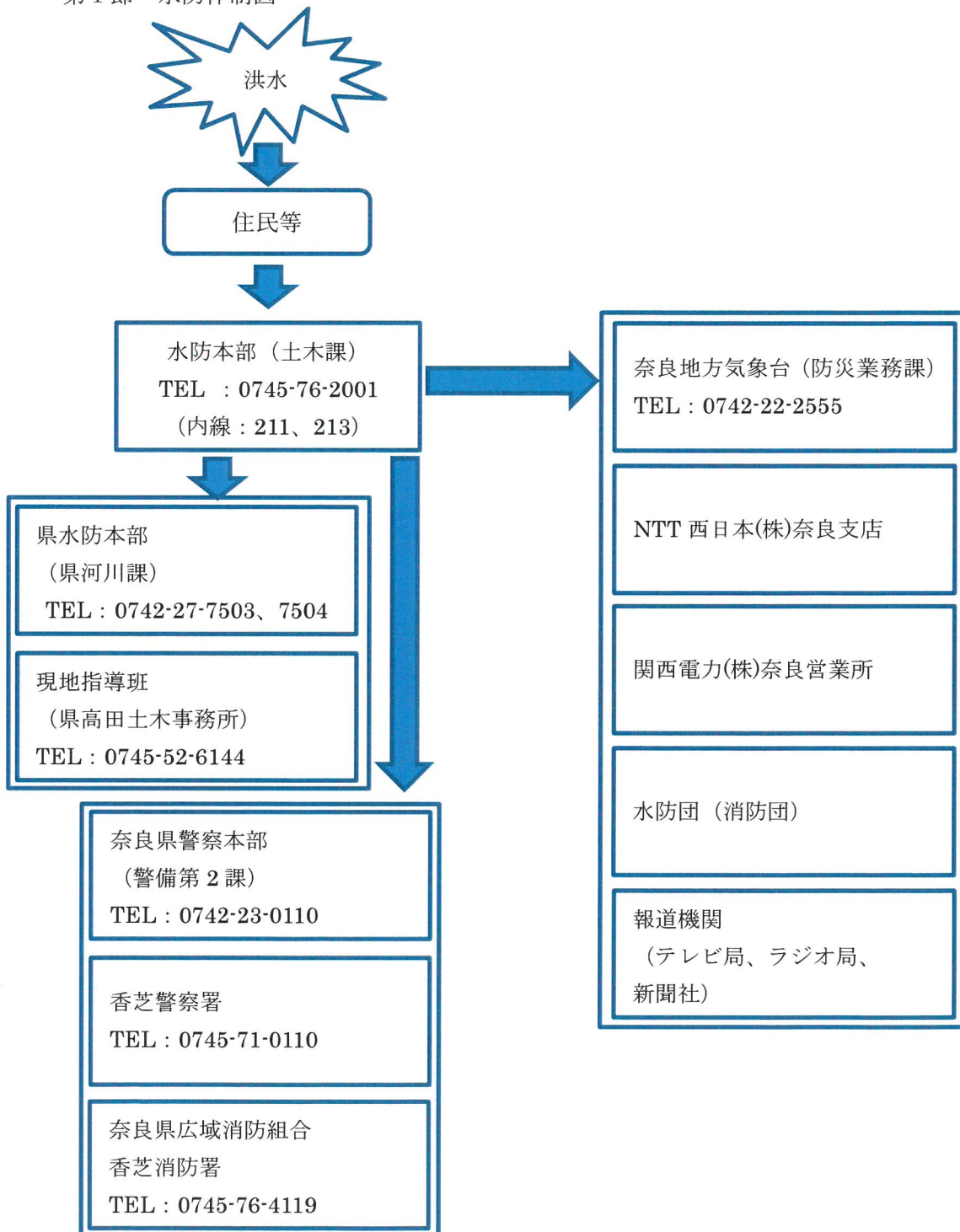
第2章 水防組織

水防管理者は、知事より法第11条第1項の規定による洪水予報の通知を受けた場合及び洪水等による被害が予想され、水防活動の必要があると認められる場合は、その危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、次の体制により事務を処理する。

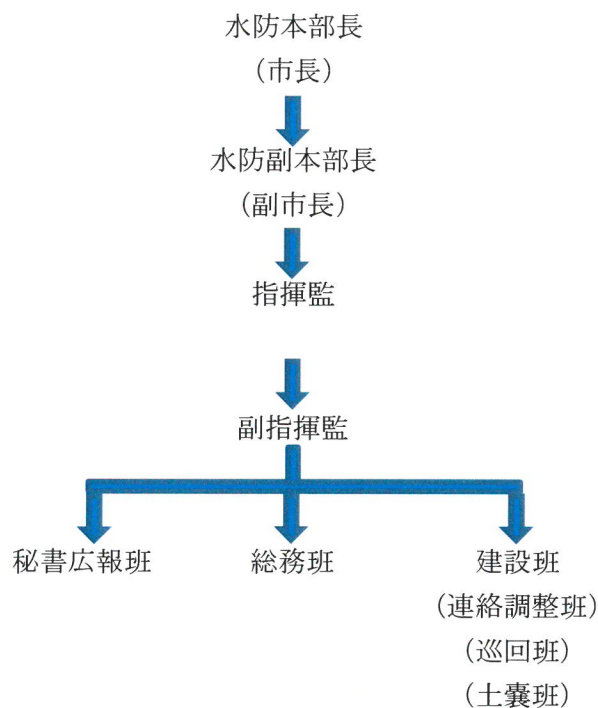
災害が発生し、その対策を必要とする場合は、地域防災計画による体制をもって対処するものとし、災害対策本部が設置された時は、同本部に統合される。

なお、災害対策本部が設置するに至らない災害が発生した場合、または応急対策の必要が生じた場合は、危機管理監を長とする災害警戒体制をもって対処する。

第1節 水防体制図



第2節 水防本部組織図



[事務分掌]

秘書広報班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本部長、副本部長の秘書に関する事。 (2) 広報活動に関する事。 (3) 報道機関との連絡及び情報の提供に関する事。 (4) 災害時の記録写真に関する事。
総務班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県水防本部との連絡に関する事。 (2) 水防予算に関する事。 (3) 水防団（消防団）との調整に関する事。 (4) 食糧の調達に関する事。 (5) 動員の発令及び建設班の協力に関する事。
建設班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水防本部要員の招集決定に関する事。 (2) 本部の指示、命令の伝達に関する事。 (3) 各水防機関との連絡に関する事。 (4) 各班との連絡調整に関する事。 (5) 他部局への応援要請に関する事。 (6) 河川、道路、橋りょう等の巡視、警戒、防御に関する事。 (7) 土木業者等への協力要請に関する事。 (8) その他所管施設に係る予防措置に関する事。 (9) 所管都市施設の水害対策及び応急復旧と被害調査に関する事。 (10) 必要機材、作業要員の運搬輸送に関する事。 (11) 水害、水防活動状況のとりまとめ、記録に関する事。 (12) 車両の徴用に関する事。

第3節 水防配備体制基準

水防配備体制は、県水防計画における県水防本部の配備体制に準じて、以下の4つの配備区分とする。

配備区分	配備時期	動員内容
第1配備 (情報連絡体制)	次の各注意報の通知を受けて、今後の気象状況により、災害がおこる恐れがあると予想され、監視と警戒が必要な場合 ・気象注意報〔大雨〕 ・洪水注意報 ・水防活動用気象注意報〔大雨〕 ・水防活動用洪水注意報	指揮監 副指揮監 ※状況に応じて、 秘書広報班 総務班 建設班 (連絡調整班) の班長を動員
第2配備 (情報連絡強化体制)	次の各警報の通知を受けて、降雨状況等により、第1配備の体制を強化する場合 ・気象警報〔大雨〕 ・洪水警報 ・水防活動用気象警報〔大雨〕 ・水防活動用洪水警報 ・葛下川水防警報 ・葛下川上中観測所にて水防団待機水位(通報水位)に達したとき	第1配備 秘書広報班(一部) 総務班(一部) 建設班(一部)
第3配備 (警戒体制)	浸水被害が発生した場合、あるいはその恐れがあるなど重大な水防事態の発生が予測される場合または第2配備では処理が困難な場合	第1配備 第2配備 建設班
第4配備 (非常体制)	重大な浸水被害が発生した場合、あるいはその恐れがあるなど、事態が切迫して第3配備では処理が困難な場合	第1配備 第2配備 第3配備 秘書広報班・総務班

①水防配備に配属された職員は、常に気象状況の変化に注意し、注意報及び警報の発表が予想される場合は、自主的にその勤務に就かなければならない。

②水防配備に配属された職員は、配備後においては水防業務を最優先して行わなければならない。

③水防配備に配属された職員は、交代者と引継ぎを完了するまでは、勤務場所を離れてはならない。また、交代が予定されている者は、予め自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。

※水防配備の配属職員は、別に定める「水防配備体制表」による。

※建設班(巡回班)の担当区域は、別に定める「巡回班別担当区域図」による。

第3章 水防活動区域

水防活動区域は、市全域である。

なお、法第10条第2項、法第11条第1項の規定による洪水により損害が生ずるおそれがあるものとして指定された河川及び法第14条第1項の規定による浸水想定区域など重要とされる主な水防活動区域の概要は次のとおりである。

第1節 国土交通大臣管理区間重要水防箇所（法第10条第2項、県水防計画）

①本市区域において、該当箇所は無い。

第2節 知事管理区間重要水防箇所（法第11条第1項、県水防計画）

①葛下川（大和高田市野口～大和川合流点 10,790m）の左右両岸

②原川（香芝市関屋～香芝市穴虫 500m）の左右両岸

▽市内観測所（県水防計画）

水系	河川名	所管	観測所名	所在地
大和川	葛下川	高田 土木事務所	上中	香芝市高 (大橋下流 100m 左岸)
水防団待機水位 (通報水位)		はん濫注意水位 (警戒水位)		避難判断水位 (特別警戒水位)
1. 5 0 m		2. 5 0 m		3. 3 0 m

[現況写真]



第3節 浸水想定区域（法第14条第1項）

葛下川がはん濫した場合に浸水が想定される区域
(第6章参照)

第4節 その他の主な水防箇所（各河川左右兩岸）

①尼寺川	（香芝市尼寺	～	葛下川合流点	450m）
②平野川	（香芝市平野	～	葛下川合流点	1,400m）
③竹田川	（香芝市穴虫	～	葛下川合流点	3,800m）
④すがる川	（香芝市逢坂	～	葛下川合流点	2,300m）
⑤鳥居川	（香芝市磯壁	～	葛下川合流点	1,400m）
⑥初田川	（葛城市新在家	～	葛下川合流点	4,100m）
⑦熊谷川	（葛城市竹内	～	葛下川合流点	6,030m）

第4章 予報及び警報等（法第16条、法第17条、県水防計画）

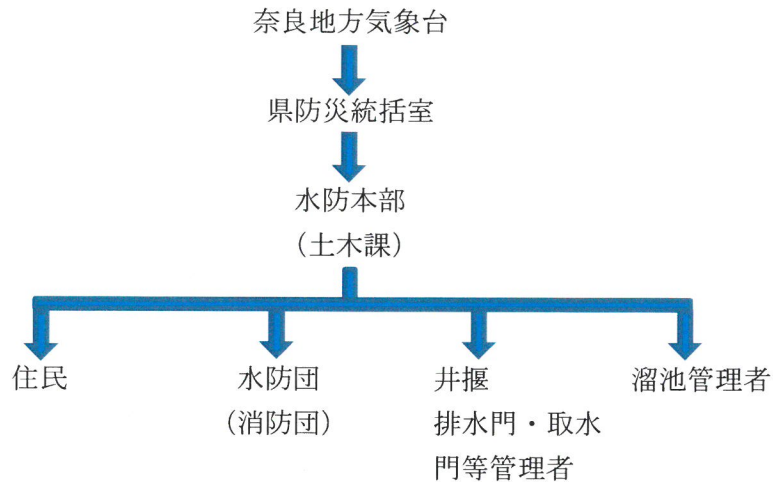
第1節 気象庁が行う予報及び警報

（1）警報・注意報基準一覧表

一次細分区域		奈良県	北部
市町村等をまとめた地域		雨量基準 (mm)	北西部
特別警報	大雨	50年に一度の値 R48=223 R03=116 SWI=174	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雨	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60 SWI=122	
	洪水	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60 流域雨量指数基準葛下川流域=11	複合基準：R1=30 かつ、流域雨量指数基準葛下川流域=8
	暴風（平均風速）	20m/s	
	暴風雪（平均風速）	20m/s 雪を伴う	
	大雪（24時間降雪の深さ）	20cm	
注意報	大雨	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40 SWI=97	
	洪水	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40 流域雨量指数基準葛下川流域=6	

解説：R48=48時間降水量。R03=3時間降水量。R1=1時間雨量。SWI=土壌雨量指数。

(2) 気象情報伝達系統



第2節 水防警報

水防警報とは、国土交通大臣または知事が指定する河川に洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を国土交通大臣または知事が発表するものをいう。

(1) 対象河川 (知事が指定する河川：葛下川)

(2) 水防警報の発表基準

階級	警報の種類	内容及び時期
第1段階	待機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、または上流の降雨状況により行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位(通報水位1.50)を超えたときまたは重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、はん濫注意水位(警戒水位2.50)を超えたとき、または事態が切迫したときに出す。
第4段階	解除	水防活動終了の通知
適宜	水位	上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。 (但し、待機、準備の2段階は省略することができる。)		

(3) 措置

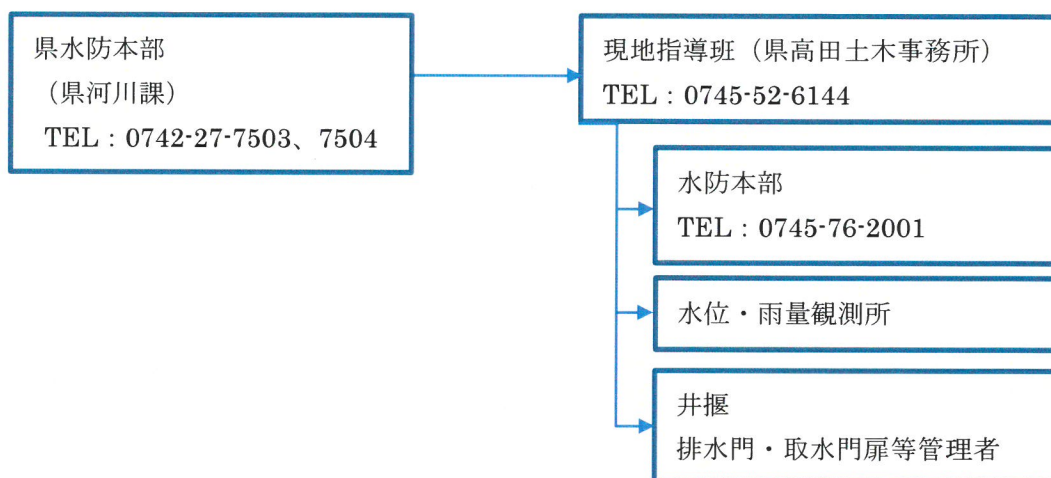
現地指導班長より水防警報の通知を受けた水防管理者は、住民、奈良県広域消防組合香芝消防署、水防団（消防団）、井堰、排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）及び溜池管理者に通知しなければならない。また、状況に応じて水防活動上必要と思われる情報を管内に周知する。

第3節 はん濫警戒情報（避難判断水位（特別警戒水位）到達情報）

はん濫警戒情報は、国土交通大臣または知事が、それぞれの指定する河川において水位が避難判断水位（特別警戒水位）（はん濫注意水位（警戒水位）を上回る水位で、市長の発する避難勧告等の目安となる水位）に到達した場合、到達情報を市町村等の関係機関へ伝達する。

- (1) 対象河川（知事が指定する河川：葛下川）
- (2) 措置 水防警報と同様とする。

第4節 水防警報の通知（知事）



※電話若しくは防災 FAX により伝達するものとする

第5章 水防活動

第1節 気象状況による予防

水防管理者は、次の通知等を受けた場合は県及び気象庁と連絡を講じて災害の予防に努める。

(1) 県等より気象業務法第15条第2項の規定に基づき次の警報の通知を受けた場合

- ①気象警報〔大雨〕
- ②洪水警報
- ③水防活動用気象警報〔大雨〕
- ④水防活動用洪水警報

※①及び②は気象業務法第13条第1項、③及び④は気象業務法第14条の2第1項及び第3項の規定による。

(2) 知事より法第11条第1項の規定に基づき次の予報及び警報の通知を受けた場合

- ①水防活動用気象注意報〔大雨〕
- ②水防活動用洪水注意報
- ③水防活動用気象警報〔大雨〕
- ④水防活動用洪水警報

(3) 気象庁より気象業務法第14条の2第1項の規定に基づき次の予報が行われた場合

- ①水防活動用気象注意報〔大雨〕
- ②水防活動用洪水注意報

第2節 巡視（法第9条、県水防計画）

水防管理者は、適切に巡視員〔建設班（巡回班）〕を配置して、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに現地指導班長に連絡して必要な措置を求める。

第3節 警戒（法第12条、県水防計画）

水防管理者は、巡視する河川が水防団待機水位（通報水位1.50）に達するなど、水防上危険であると認められる場合は、水防活動を開始する。

また、堤防、溜池、調整池、井堰、排水門・取水門等にも巡視員〔建設班（巡回班）〕の配置を検討し、知事の指定する河川（葛下川）においては、次の各項に該当する場合及び異常を発見した場合は、直ちに現地指導班長に報告する。

- (1) 県水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時
- (2) 水防団待機水位（通報水位1.50m）に達したとき
- (3) はん濫注意水位（警戒水位2.50m）に達したとき
- (4) 避難判断水位（特別警戒水位3.30m）に達したとき
- (5) 避難判断水位（特別警戒水位3.30m）を下ったとき

- (6) はん濫注意水位(警戒水位 2.50m)を下ったとき
- (7) 水防団待機水位(通報水位 1.50m)を下ったとき

第4節 情報(県水防計画)

- (1) 水防管理者は、現地指導班長と相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換に努めなければならない。
- (2) 情報交換における送受信処理は、迅速かつ正確に行われるよう班長が担当を定めること。また、送受信は電話、ファクシミリ、防災行政無線にて行うものとし、送受信の記録(送受信者名、送受信日時等)は必ず行うこと。

水防管理者は、現地指導班長からの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要な情報を住民、奈良県広域消防組合香芝消防署、水防団(消防団)、井堰・排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。

住民において、異常に強い降雨、著しい水位の増加がみられた場合、住民はすみやかに水防管理団体等水防機関に対し通報しなければならない。

第5節 施設の操作

井堰・排水門・取水門扉・調整池・溜池等の管理者は、あらかじめ操作責任者・監視員及び連絡員を定め、平時から工作物の点検を行い、出水時の操作及び不意の増水に対して支障の無いようにする。また、気象状況の通知を受けた場合や河川が通報水位またはそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者に通知し、水防管理者は、県高田土木事務所長及び県農村振興担当課長(溜池の場合)その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講じる。

第6節 水防工法

水防管理者は、奈良県広域消防組合香芝消防署と協力して水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び崖崩れ、溢水等のそれぞれの異常事態によって、適した工法を採用し、迅速に施工する。

第7節 水防団（消防団）及び消防機関の出動、出動準備（法第17条）

（1）出動準備

水防管理者は、次の場合、水防団（消防団）または消防機関に対し水防第1信号により出動を準備させるとともに、その旨、現地指導班に報告する。

- ①水防警報第2段階を受信したとき。
- ②河川の水位が水防団待機水位（通報水位1.50）に達してなお上昇のおそれがあり且つ出動の必要が予測される時。

（2）出動

水防管理者は、次の場合、直ちに水防団（消防団）または消防機関を予め定められた計画に従い水防第2信号により出動させ、非常配備につかせるとともに、その旨、現地指導班に報告する。

- ①水防警報第3段階を受信したとき。
- ②河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位2.50）に達し危険が予測される時。

第8節 警察の援助（法第22条）

水防管理者は、水防のため必要があると認める時は、香芝警察署長に対して警察官または警察職員の出動を求める。

第9節 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊した時は、法第25条、第26条に基づき水防管理者、水防団長（消防団長）は、直ちにその旨を現地指導班及びはん濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

また、決壊後においても、出来る限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第10節 避難のための立退

- ①法第29条の規定による立退きの指示は、避難命令サイレン、警鐘、電話、口頭等で最も迅速な方法をもって行う。また、避難者の誘導及び救助は建設班が行う。
- ②水防管理者は、香芝警察署長との協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておく。

第11節 災害補償

水防管理団体は、法第6条の2並びに第45条の規定により定められた災害補償については、「香芝市消防団員等公務災害補償条例」の規定により、非常勤の水防団長（消防団長）または水防団員（消防団員）に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償を的確に行う。

第6章 浸水想定区域の措置（法第14条、法第15条）

本市における浸水想定区域は、葛下川において洪水防御に関する計画の基本となる降雨である1時間に最大69mm程度の大雨が降ったことにより、当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域（葛下川浸水想定区域図参照）である。

当該河川における浸水想定区域において、円滑かつ迅速な避難を確保するため以下の措置をとる。（地域防災計画）

第1節 洪水予報等の伝達方法

- ①テレビ、ラジオ、インターネットの気象情報
- ②市の広報車などからの情報
- ③消防、警察、自治会からの情報

第2節 指定避難所等の確保

あらかじめ指定避難所等に参集することが指名されている職員は、速やかに定められた指定避難所等に参集し、開設のための準備を行う。

①被害状況調査

小・中学校等の指定緊急避難場所・指定避難所として選定された施設の被害状況調査を行い、周辺地域の被害情報を把握し、避難者の実態把握に努める。

②避難者の受入れ準備

避難してきた住民が冷静に避難行動を行えるように、受入れ準備を行う。

地区	指定避難所等名称	所在地
下田地区	下田小学校	下田西二丁目9番41号
	香芝中学校	磯壁一丁目1058番地の2
真美ヶ丘東地区	真美ヶ丘東小学校	真美ヶ丘三丁目2番70号
	香芝東中学校	真美ヶ丘二丁目12番27号
五位堂地区	五位堂小学校	五位堂二丁目300番地の1

第3節 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

地区	施設名	所在地
真美ヶ丘東地区	ハルナ保育園五位堂駅前分園	香芝市瓦口2315
五位堂地区	ホームケアー香芝	香芝市五位堂六丁目220-1

第4節 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

- ・気象庁 <http://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/>

(2) 雨量・河川水位

- ・国土交通省
川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>

(3) 奈良県

- ・奈良県防災情報システム <http://www.pref.nara.jp>

(4) ハザードマップ

- ・香芝市洪水・土砂災害ハザードマップ <http://www.city.kashiba.lg.jp>

第7章 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

		警鐘信号	サイレン信号
第1信号	水防機関準備	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 約15秒 約15秒
第2信号	水防機関出動	○—○—○ ○—○—○	約5秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 約6秒 約6秒
第3信号	居住者出動	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約10秒 ○—休止 ○—休止 約5秒 約5秒
第4信号	居住者避難	乱打	約1分 約1分 ○—休止 ○—休止 約5秒 約5秒
1. 信号は、適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3. 危険が去った時は、口頭伝達等により周知すること。 4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			

第1信号 水防団待機水位を超え、なお上昇のおそれがあり巡視を強化し、資器材及び排水門・取水門扉の開閉等、準備を行うことを知らせるもの。

第2信号 水防団員（消防団員）・消防機関に属するものが直ちに出動すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものの出動協力を知らせるもの。

第4信号 必要と認められる区域内の居住者に避難・立退を知らせるもの。

第8章 輸送

水防に要する輸送は、建設班がこれに充たる。被害の程度、規模等により市所有車両が不足する場合は、輸送業者等の民間所有の車両を借上げて実施する。

第9章 応援（法第22条、第23条）

第1節 他の水防管理者等への応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要がある時は、他の水防管理者または市町村若しくは奈良県広域消防組合香芝消防署長に対して応援を求める。

なお、水防管理者は、相互に水防作業、応援の派遣が円滑、迅速にできるよう近接管理団体と協定する。協定の内容は現地指導班長に一部送付する。

第2節 自衛隊の災害派遣要請

水防管理者が知事（県防災統括室）に、天災地変その他の災害に際し住民の人命または財産の保護のため自衛隊法の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣の要請を依頼する場合は、併せて現地指導班長に通知することとする。

第10章 水防施設及び水防器具資材

第1節 水防倉庫一覧表

	河川名	団体名	設置場所	面積（㎡）
①	管内河川	県高田土木事務所	大和高田市東中	90.00
②	葛下川	香芝市	香芝市本町	45.00

第2節 水防資材備蓄数

※別紙「水防資材備蓄一覧表」による。

第11章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

水防管理団体において、水防に要する費用は法第41条により当該水防管理団体が負担する。

第2節 公用負担

(1) 公用負担の権限証明書

法第28条により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長（消防団長）または奈良県広域消防組合香芝消防署長にあつてはその事実を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては次のような委任証を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

第 号
公用負担の権限委任証
職 名 等 氏 名
上記の者に____の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したることを証明する。
年 月 日
水防管理者 また は 氏 名 ⑩ 消 防 長

(2) 公用負担の証票

法第28条第1項の規定により公用負担の権限を行使した時は、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

公用負担命令票				
物件	数量	負担内容	期間	適用
水防法第28条第1項により（収用処分）する。				
年 月 日				
負担者 住所				
氏名 様				
命令者 氏名 ⑩				

第12章 水防解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位（警戒水位2.50）以下に減じ、水防作業及び警戒の必要がなくなった時は、これを一般に周知するとともに現地指導班長にその旨報告する。

第13章 水防記録と水防報告

第1節 水防記録

水防管理者は、次の記録を作成し、保管しなければならない。(⑭以外は、箇所ごとに作成すること)

- ①水防実施箇所、日時
- ②水防作業の概況及び工法
- ③被災概況及びその原因
- ④人的被害
- ⑤出動人員
- ⑥現場指揮者の職、氏名
- ⑦所要経費
- ⑧使用資材の内訳
- ⑨法第28条第1項に基づき、水防現場において使用、収用若しくは処分した土地、土石、竹木、器具、資材、工作物等の所有者、種類、数量、場所及びその理由
- ⑩法第29条に基づく立退き指示の状況及びその理由
- ⑪水防従事者の死傷者の職、氏名、その原因及び手当
- ⑫今後の水防活動に関する問題点
- ⑬被災写真及び水防作業写真
- ⑭水防実施箇所及び浸水区域を表示した図面

第2節 水防報告

(1) 水防管理者は、次の事項について、その都度、現地指導班長に通知する。

- ①通報水位、警戒水位に達した時(葛下川)
- ②水防作業を開始した時
- ③水防警戒体制を解除した時
- ④堤防その他施設、河川占用物、危険区域に異常を発見した時、その措置及び被災状況
- ⑤法第29条に基づき立退き指示をした時及びその理由
- ⑥その他緊急報告を必要とする事項

(2) 水防活動が終結した時は、遅滞なく活動内容を取りまとめて、水防被害状況報告書により現地指導班長に報告する。

水防被害状況報告書

平成 年 月 日 作成者名						
水防管理団体名						
水防実施時の台風の 名称または豪雨の種別						
水防実施箇所						
水防実施日時						
水防作業の 概況及び工法						
被災概況						
被災原因						
被害 状 況	人的被害			農業施設被害		
	死者	負傷者	行方不明者			

別紙「水防資材備蓄一覧表」

資材名		①高田土木	②香芝
土のう用袋		8,000	2,254
杭	木杭	50	696
	鉄杭	100	
シート		20	40
縄巻		7	
鉄線		200	
板類			372
スコップ		40	36
つるはし		2	1
とびくち			
くわ		10	9
かま		8	7
なた		3	
のこぎり		5	2
かけや		5	8
金槌		10	1